

新しい憲法をつくる国民議論会

△会長 清原淳平

◎ 清原淳平会長講話「来たるべき国民投票のための憲法改正案のすすめ」の参考資料として

日本国憲法 第九章 改正 第九十六条 [改正の手続、その公布]

- ① この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の一以上の賛成で、国会が発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
- ② 憲法改正について、前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

▽右の法文だけでは分かりにくいとの声が多いので、順序を追って説明すると、次の四つになる

(一) 国会における憲法改正の発議

衆議院の総議員の三分の一以上の賛成で、発議案

→正式発議案

参議院の総議員の三分の一以上の賛成で、発議案

- (二) 発議案を国民投票にかける場合（それには、1～4の四つの場合が考えられる）
- 1、その発議案だけのために、特別の国民投票日を設けて行う。
 - 2、総選挙（衆議院の解散による衆議院議員の選出選挙）の日に併せて行う。
 - 3、参議院の通常選挙（三年毎の半数改選選挙）の日に併せて行う。
 - 4、議員の補欠選挙（議員の逝去や辞任に伴う補充のための選挙）の日に併せて行う。

(三) 発議案の成立要件

国民による投票総数の過半数以上の賛成票あれば、憲法改正が成立するが（次の四が必要）。

- (四) 天皇が、国民の名において、その改正案を日本国憲法と一体を成すものとして、直ちに公にする。（天皇の公布は国事行為＝憲法第七条一号にも明記されている）

◎右国民投票の手続法として、国民投票法（正式には「日本国憲法の改正手続に関する法律」）

国民投票法の施行－平成二十二年五月十八日

同法の一部を改正する法律の公布・施行－平成二十六年六月二十日

- 発議の手続（国会法改正平成十九年法五十一号、左のほか憲法改正について五カ条が決められた）
衆議院で100人以上、参議院で50人以上の賛成で、発議された改正原案を、それぞれの院の憲法審査会で審査し、それぞれの本会議で、その総議員の三分の一以上の賛成により改正案を発議する。

- 平成二十三年一〇月二一日 衆議院、参議院の両院において、憲法審査会が始動し、現在も存在。